

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 31 号）の概要

令和 5 年 11 月 15 日 第 1 回かかりつけ医機能が発揮される制度の施行に関する分科会資料（一部改変）

○令和 5 年 5 月、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 31 号）」が成立し、かかりつけ医機能報告制度が創設された。（令和 7 年 4 月施行）

改正の趣旨

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、出産育児一時金に係る後期高齢者医療制度からの支援金の導入、後期高齢者医療制度における後期高齢者負担率の見直し、前期財政調整制度における報酬調整の導入、医療費適正化計画の実効性の確保のための見直し、かかりつけ医機能が発揮される制度整備、介護保険者による介護情報の収集・提供等に係る事業の創設等の措置を講ずる。

改正の概要

1. こども・子育て支援の拡充

【健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律等】

（略）

2. 高齢者医療を全世代で公平に支え合うための高齢者医療制度の見直し

【健保法、高確法】

（略）

3. 医療保険制度の基盤強化等

【健保法、船保法、国保法、高確法等】

（略）

4. 医療・介護の連携機能及び提供体制等の基盤強化

【地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律、医療法、介護保険法、高確法等】

- ① かかりつけ医機能について、国民への情報提供の強化や、かかりつけ医機能の報告に基づく地域での協議の仕組みを構築し、協議を踏まえて医療・介護の各種計画に反映する。
- ② 医療・介護サービスの質の向上を図るため、医療保険者と介護保険者が被保険者等に係る医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を一体的に実施することとし、介護保険者が行う当該事業を地域支援事業として位置付ける。
- ③ 医療法人や介護サービス事業者に経営情報の報告義務を課した上で当該情報に係るデータベースを整備する。
- ④ 地域医療連携推進法人制度について一定の要件のもと個人立の病院等や介護事業所等が参加できる仕組みを導入する。
- ⑤ 出資持分の定めのある医療法人が出資持分の定めのない医療法人に移行する際の計画の認定制度について、期限の延長（令和 5 年 9 月末→令和 8 年 12 月末）等を行う。

等

施行期日

令和 6 年 4 月 1 日（ただし、3 ①の一部及び 4 ⑤は公布日、4 ③の一部は令和 5 年 8 月 1 日、1 ②は令和 6 年 1 月 1 日、3 ①の一部及び 4 ④は令和 7 年 4 月 1 日、4 ④の一部は公布後 3 年以内に政令で定める日、4 ②は公布後 4 年以内に政令で定める日）

かかりつけ医機能が発揮される制度整備

令和 5 年 9 月 29 日

第 102 回社会保障審議会医療部会

資料 1

趣旨

- かかりつけ医機能については、これまで医療機能情報提供制度における国民・患者への情報提供や診療報酬における評価を中心に取組まれてきた。一方で、医療計画等の医療提供体制に関する取組はこれまで行われていない。
- 今後、複数の慢性疾患や医療と介護の複合ニーズを有することが多い高齢者の更なる増加と生産年齢人口の急減が見込まれる中、地域によって大きく異なる人口構造の変化に対応して、「治す医療」から「治し、支える医療」を実現していくためには、これまでの地域医療構想や地域包括ケアの取組に加え、かかりつけ医機能が発揮される制度整備を進める必要がある。
- その際には、国民・患者から見て、一人ひとりが受ける医療サービスの質の向上につながるものとする必要があることから、
 - ・ 国民・患者が、そのニーズに応じてかかりつけ医機能を有する医療機関を適切に選択できるための情報提供を強化し、
 - ・ 地域の実情に応じて、各医療機関が機能や専門性に応じて連携しつつ、自らが担うかかりつけ医機能の内容を強化することで、地域において必要なかかりつけ医機能を確保するための制度整備を行う。

概要

（1）医療機能情報提供制度の刷新（令和 6 年 4 月施行）

- ・ かかりつけ医機能（「身近な地域における日常的な診療、疾病の予防のための措置その他の医療の提供を行う機能」と定義）を十分に理解した上で、自ら適切に医療機関を選択できるよう、医療機能情報提供制度による国民・患者への情報提供の充実・強化を図る。

（2）かかりつけ医機能報告の創設（令和 7 年 4 月施行）

- ・ 慢性疾患を有する高齢者その他の継続的に医療を必要とする者を地域で支えるために必要なかかりつけ医機能（①日常的な診療の総合的・継続的实施、②在宅医療の提供、③介護サービス等との連携など）について、各医療機関から都道府県知事に報告を求めることとする。
- ・ 都道府県知事は、報告をした医療機関が、かかりつけ医機能の確保に係る体制を有することを確認し、外来医療に関する地域の関係者との協議の場に報告するとともに、公表する。
- ・ 都道府県知事は、外来医療に関する地域の関係者との協議の場で、必要な機能を確保する具体的方策を検討・公表する。

（3）患者に対する説明（令和 7 年 4 月施行）

- ・ 都道府県知事による（2）の確認を受けた医療機関は、慢性疾患を有する高齢者に在宅医療を提供する場合など外来医療で説明が特に必要な場合であって、患者が希望する場合に、かかりつけ医機能として提供する医療の内容について電磁的方法又は書面交付により説明するよう努める。

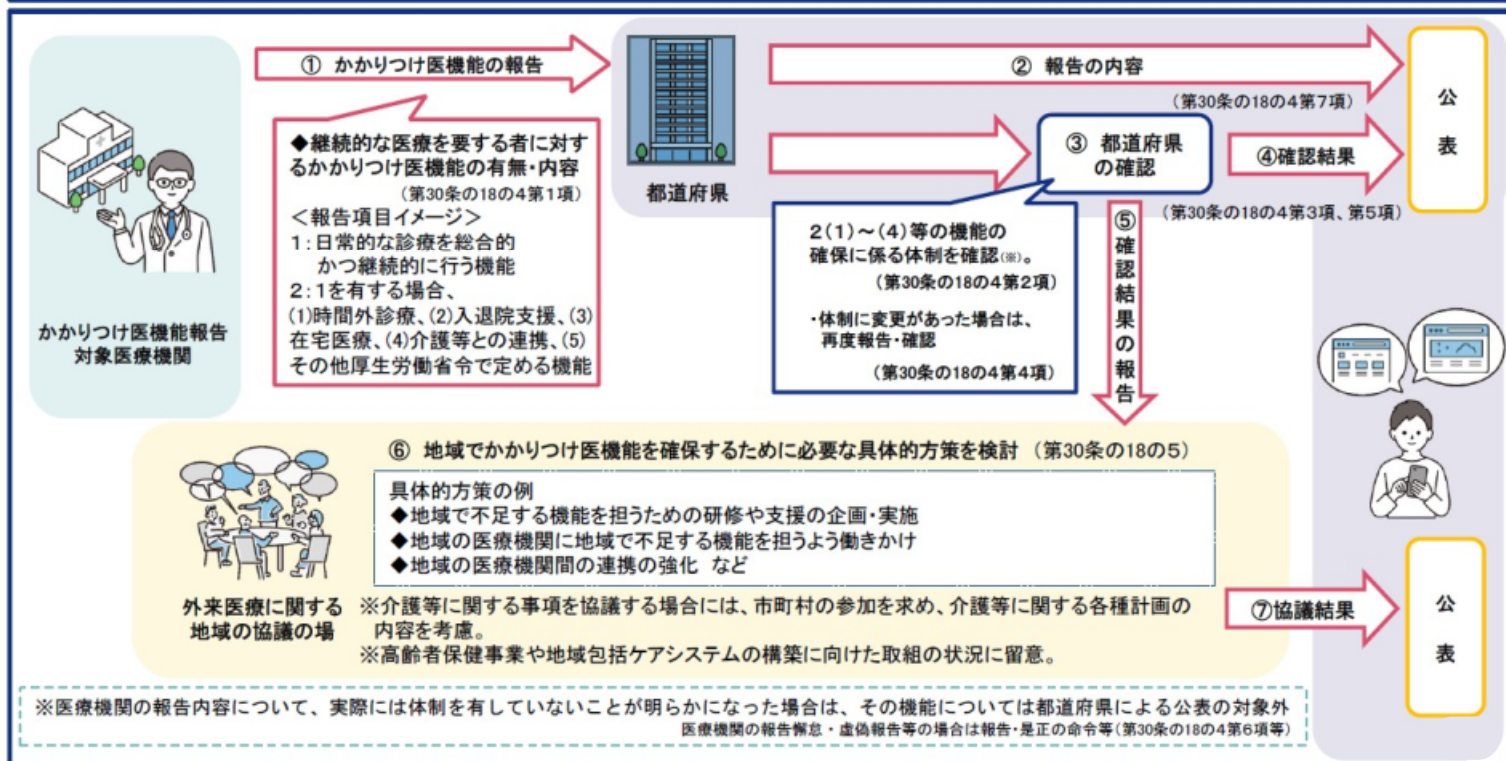
かかりつけ医機能報告の流れ

令和5年11月15日 第1回かかりつけ医機能が発揮される制度の施行に関する分科会資料

令和6年10月18日 かかりつけ医機能報告制度に係る第1回自治体向け説明会

かかりつけ医機能報告概要

- 慢性疾患を有する高齢者等を地域で支えるために必要なかかりつけ医機能について、医療機関から都道府県知事に報告。
- 都道府県知事は、報告をした医療機関がかかりつけ医機能の確保に係る体制を有することを確認し、外来医療に関する地域の関係者との協議の場に報告するとともに、公表。
- 都道府県知事は、外来医療に関する地域の協議の場において、地域でかかりつけ医機能を確保するために必要な具体的方策を検討し、結果を取りまとめて公表。

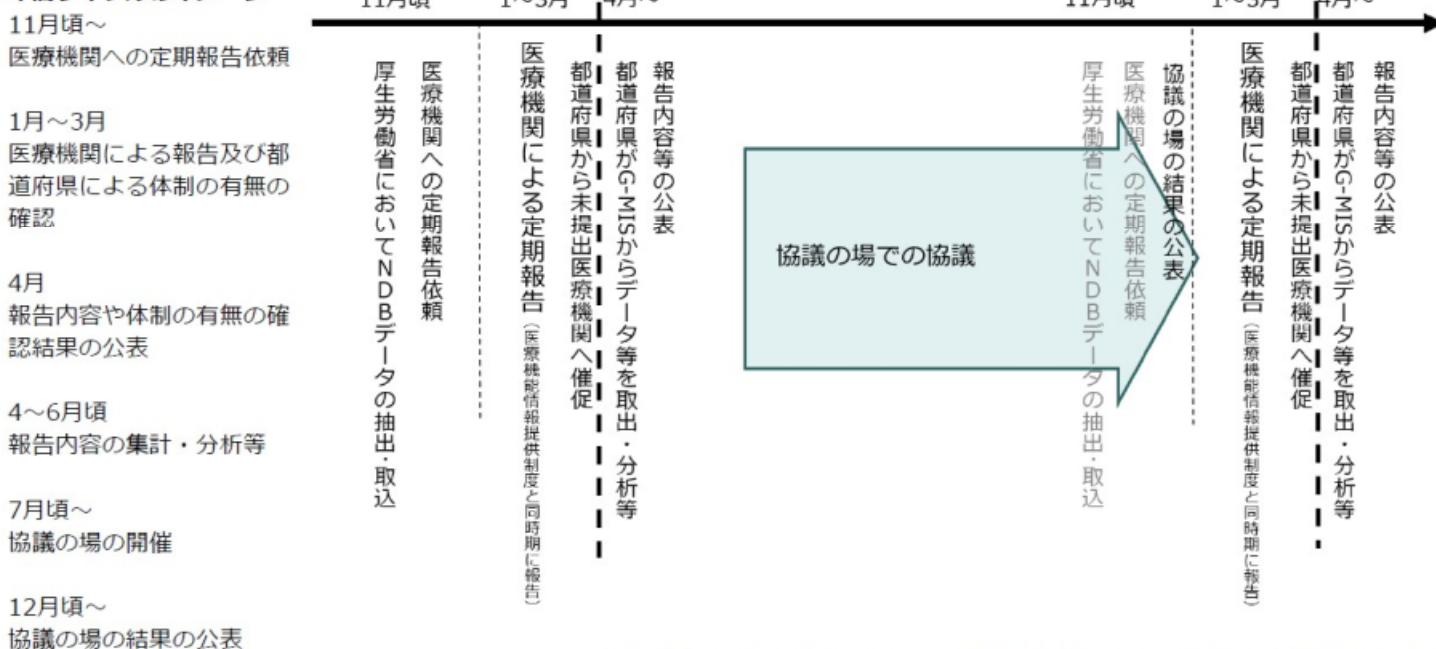


※報告対象医療機関：特定機能病院・歯科医業のみを行う医療機関を除く病院・診療所

年間スケジュールについて

医療機関からの報告期間は1月から3月です。医療機能情報提供制度に基づく報告と同時期に行います。都道府県は医療機関の報告に基づき、かかりつけ医機能に係る体制の有無を確認の上、報告内容とともに公表、協議の場の開催を行います。

年間サイクルのイメージ



出典：令和6年5月24日 第5回かかりつけ医機能が発揮される制度の施行に関する分科会資料（一部改）

○ 報告事項について

1号機能	継続的な医療を要する者に対する発生頻度が高い疾患に係る診療その他の日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能
【報告事項】	● 「具体的な機能」を有すること及び「報告事項」について院内掲示していること（★） ● かかりつけ医機能に関する研修の修了者の有無、総合診療専門医の有無（有無を報告すれば可） ● 所定の診療領域ごとの一次診療の対応可能な有無、いずれかの診療領域について一次診療を行うことができること（★） ● 一次診療を行うことができる疾患 ● 医療に関する患者からの相談に応じることができること（★） 等 ※★：これらの項目を「可」と報告する医療機関は、「1号機能を有する医療機関」として2号機能の報告を行います。
2号機能	（1）通常の診療時間外の診療、（2）入退院時の支援、（3）在宅医療の提供、（4）介護サービス等と連携した医療提供
【報告事項】	（1）通常の診療時間外の診療 ● 自院又は連携による通常の診療時間外の診療体制の確保状況 ● 自院における時間外対応加算1～4の届出状況、時間外加算、深夜加算、休日加算の算定状況 等 （2）入退院時の支援 ● 自院又は連携による後方支援病床の確保状況 ● 自院における入院時の情報共有の診療報酬項目の算定状況 ● 自院における地域の退院ルールや地域連携クリティカルパスへの参加状況 ● 自院における退院時の情報共有・共同指導の診療報酬項目の算定状況 ● 特定機能病院・地域医療支援病院・紹介受診重点医療機関から紹介状により紹介を受けた外来患者数 等 （3）在宅医療の提供 ● 自院又は連携による在宅医療を提供する体制の確保状況 ● 自院における訪問診療・往診・訪問看護の診療報酬項目の算定状況 ● 自院における訪問看護指示料の算定状況 ● 自院における在宅看取りの診療報酬項目の算定状況 等 （4）介護サービス等と連携した医療提供 ● 介護サービス等の事業者と連携して医療を提供する体制の確保状況 ● 介護支援専門員や相談支援専門員への情報共有・指導の診療報酬項目の算定状況 ● 介護保険施設等における医療の提供状況（協力医療機関となっている施設の名称） ● 地域の医療介護情報共有システムの参加・活用状況 ● ACP（人生会議）の実施状況 等

その他の報告事項

- 健診、予防接種、地域活動（学校医、産業医、警察業務等）、学生・研修医・リカレント教育等の教育活動 等

※所定の診療領域

皮膚・形成外科領域、神経・脳血管領域、精神科・神経科領域、眼領域、耳鼻咽喉領域、呼吸器領域、消化器系領域、肝・胆道・膵臓領域、循環器系領域、腎・泌尿器系領域、産科領域、婦人科領域、乳腺領域、内分泌・代謝・栄養領域、血液・免疫系領域、筋・骨格系及び外傷領域、小児領域の17の診療領域のこと。

※かかりつけ医機能報告の具体的な運用や各報告事項の詳細については、令和7年度中に「かかりつけ医機能報告マニュアル（仮称）」が厚生労働省から発出予定。

○ 患者への説明について

医療法において、かかりつけ医機能（２号機能）の確保に係る体制を有することについて都道府県知事の確認を受けた医療機関は、慢性疾患を有する高齢者等に在宅医療を提供する場合、その他外来医療を提供するに当たっておおむね４ヶ月以上継続して医療を提供することが見込まれる場合であって、患者又は家族から求めがあったときは、正当な理由がある場合を除き、疾患名、治療計画等について適切な説明が行われるよう努めなければならないこととされている。

【概要】

○ 対象医療機関

かかりつけ医機能（２号機能）の確保に係る体制を有することについて、都道府県知事の確認を受けた医療機関

○ 対象患者

慢性疾患を有する高齢者等の継続的な医療を要する患者

○ 対象となる場合

在宅医療を提供する場合その他外来医療を提供するに当たっておおむね４カ月以上継続して医療を提供することが見込まれる場合で、患者やその家族から求めがあったとき（努力義務）

【説明方法】

- ・ 書面
- ・ 電子メール等
- ・ 磁気ディスク
- ・ 患者の同意を得て電子カルテ情報共有システムにおける患者サマリーに入力

【説明内容】

- ・ 疾患名、治療に関する計画、当該病院又は診療所の名称、住所及び連絡先
- ・ 当該患者に対して発揮するかかりつけ医機能
- ・ 病院又は診療所の管理者が患者への適切な医療の提供のために必要と判断する事項

患者説明様式（例）

別添 4

かかりつけ医機能に関する療養計画書

(患者氏名) 氏 令和 年 月 日

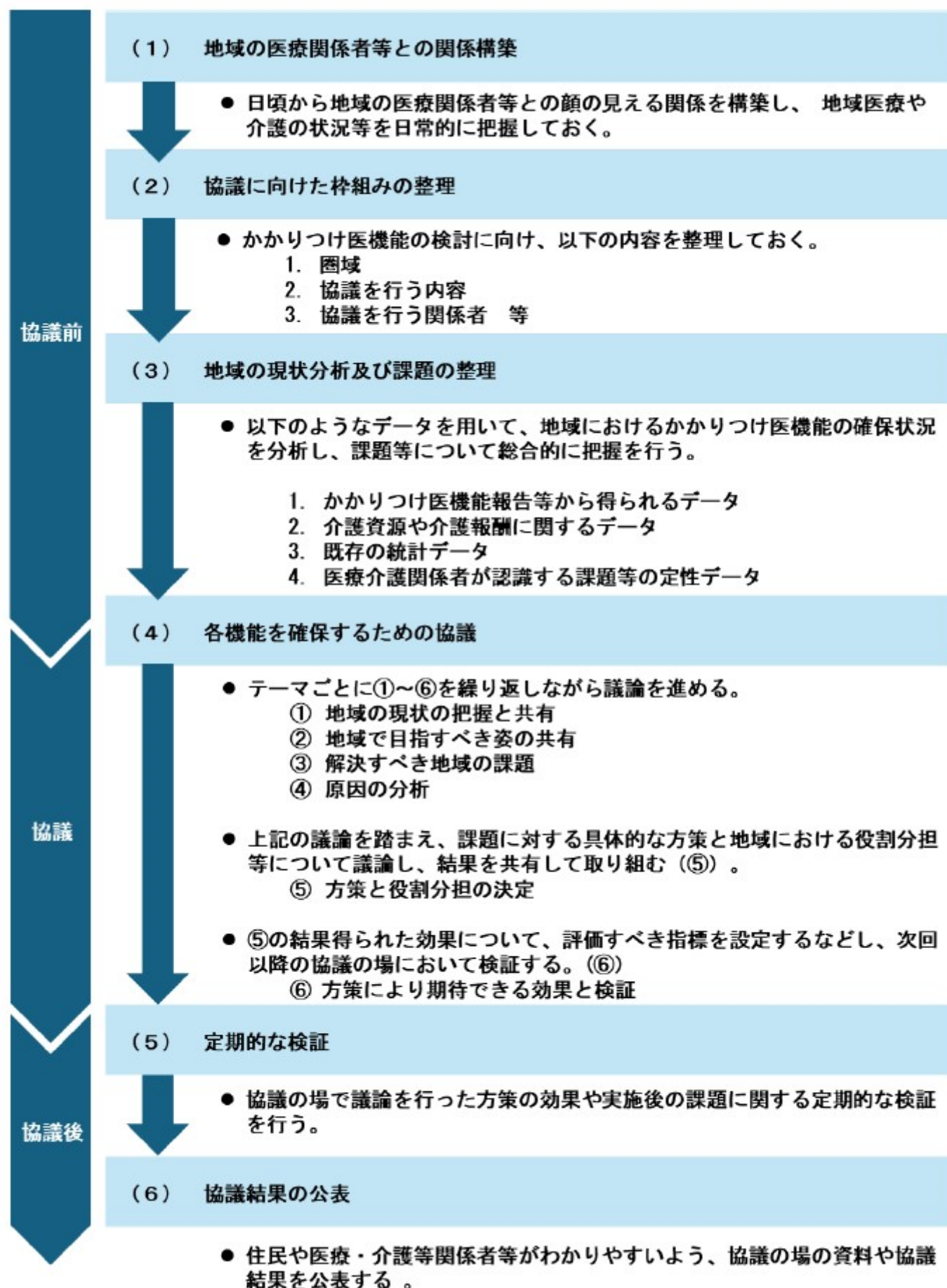
疾患名	
治療に関する計画	現在の症状 (症状、ADLの状況、 体温・脈拍・呼吸・食事などの状況や疼痛 の有無など)
	治療方針・計画・ 内容（検査・処置・ 点滴・投薬などの予 定など）
	患者と相談した 目標
	その他 (生活上の配慮事項 など)
体調不良時の対応（通常の診 療時間外の診療・入院時の 支援等）	
在宅医療の提供・介護サービ ス等と連携した医療提供	
その他（患者への適切な医療 の提供のために必要と判断す る事項）	

注）上記内容は、現時点で考えられるものであり、今後、状況の変化等に応じて変わっていくものである。

当医療機 関につい て	名称	
	住所	
	連絡先	

(主治医氏名) _____

○ 協議の場の開催について



○ コーディネーターについて

【定義】

地域において必要なかかりつけ医機能を確保するためのコーディネート機能を果たす者を「かかりつけ医機能推進コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）」とする。

【期待される役割】

コーディネーターは、地域の医療・介護関係者等との調整やかかりつけ医機能報告制度を運用する都道府県に対する助言等の支援を行うなど、主として、かかりつけ医機能報告制度に基づく協議の場の運営や協議結果に基づく具体的方策の円滑な推進に寄与することが期待される。

コーディネーターが担う具体的な役割の例として、協議の場の運営支援、協議結果に基づく具体的方策の実施に向けた地域の関係者との調整が考えられ、その役割を果たす際には、各地域の実情に応じた対応が期待される。

【求められる要件】

都道府県がかかりつけ医機能報告制度に基づく業務を円滑に行うために、地域の医療・介護関係者等とのコーディネート機能を適切に担うことができる者であること。

医療分野及び介護分野に関する知識や経験を有する者が望ましい。

※ コーディネーターについて特定の資格要件は定めないが、医療分野においては、医師、保健師、看護師等の医療に係る国家資格を有する者や、医療ソーシャルワーカーの実務経験等を有する者であることが望ましい。

※ かかりつけ医機能報告制度や医療計画制度等をはじめとする医療制度への理解があり、地域の関係団体や医療・介護等の専門職と調整できる立場の者であることが望ましい。

※ 各地域における課題の把握や分析、具体的方策の検討・実施において、都道府県等への助言や提案等ができる者であることが望ましい。